

天の川沿岸 土地改良だより

第38号

平成23年9月1日

米原市飯12-3

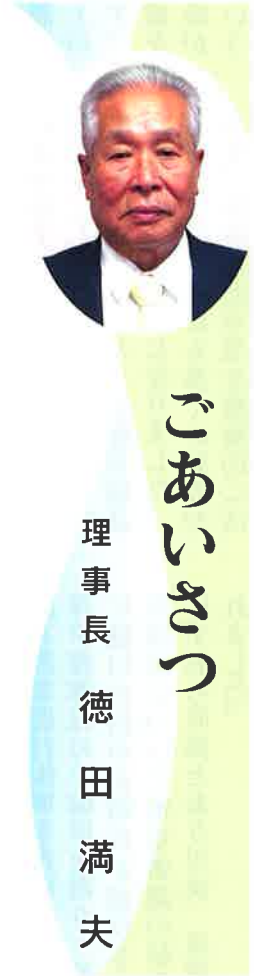
水土里ネット天の川
(天の川沿岸土地改良区)

☎ 0749-52-0067 (代)

FAX 0749-52-3871

E-mail: amanogawa@sepia.ocn.ne.jp

http://amano-gawa.jp/



残暑ことのほか厳しい折、組合員皆様方におかれましては、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃は農業農村整備事業の推進並びに、当土地改良区の運営に格別のご支援、ご協力をいただきお礼を申し上げます。

はじめに、この度の東日本大震災により、犠牲になられました方々のご冥福をお祈りしますとともに、被災されました方々にお見舞い申し上げます。一日も早い復旧復興を心からお祈りいたします。

さて、ご承知のとおり県営事業による土地改良施設の改修整備は平成21年度をもって終了しました。今後は土地改良施設を如何にして上手く管理し、将来に繋げていくかということが課題となります。

滋賀県下の状況は、総延長で133,000km達する農業水利施設が現在までに整備されており、これらの多くが整備後30年以上経過しているなど、年々老朽化が進行しています。

今後これらが一斉に更新の時期を迎えることとなり、厳しい財政状況下において、全面更新することは困難なため、適切な維持管理や保全更新により、施設を長持ちさせながらより効率的・効果的な対策を行うべく「滋賀県型アセットマネジメント」の推進に力が注がれています。

こうした中、当改良区としましてはこの取組みに賛同し、土地改良施設の適正な維持管理体制を構築して、農業水利資産を次世代へ引き継いでまいりる所存です。具体的には、3月に土地改良施設等維持管理実施要領を制定し、地域と共に進める維持管理と水利調整の基本指針を定めました。同時に、かんがい用水や、地域用水の機能を有効利用するため、各集落それぞれの実情に応じた維持管理組織の設立を進めていただいています。また、管理組織の設立に併せて維持管理に係る協定を取交していく予定であります。土地改良施設を農業者、土地持ち非農家、地

域住民が一体となって維持保全していただけるような体制を目指していますので、皆様方の一層のお力添えを切にお願いいたします。

さて、本年度の主な事業としましては、基幹水利施設ストックマネジメント事業により幹線送水管路や幹線水路等の機能診断を実施し、機能保全計画を策定する予定です。また国営造成管理体制整備促進事業においては、引き続き多面的機能の発揮を図るべく管理体制を整備強化し、併せて施設の予防保全対策工事（循環かんがいゲート補修）を予定しております。その他、流域田園水循環支援事業に継続して取り組みます。

一方、未収賦課金については、年々増加傾向にあり財政を圧迫してまいりますので、収納対策委員会を設置しました。法的措置も視野にしながら徴収に努めていきたいと考えています。

最後になりましたが、今年度も役員一丸となって改良区運営に努力してまいりますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いたしますとともに、皆様方のご健康とご多幸を祈念申し上げ発刊のご挨拶といたします。



ご挨拶

湖北農業農村振興事務所
田園振興課長 古川 清 教

天の川沿岸土地改良区組合員の皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。また、農業振興ならびに農村総合整備事業の推進に格別のご理解とご協力を賜っておりますこと、心からお礼申し上げます。

さて、3月11日発生しました東日本大震災につきましては多くの犠牲者と原発を中心とする想像を絶する被害をもたらしました。農地や農業施設についても特に津波の被害が甚大で、現在約7,900億円の被害額と発表されております。

一方、滋賀県内の農業農村整備事業は昭和40年代から琵琶湖総合開発を中心に実施され、その多くが老朽化し今後順次補修や更新事業を行う必要性に迫られております。現在、全ての施設を再建設した場合、約7,000億円以上の費用が必要と言われております。これは、約半世紀にわたり整備を進めてきました県下の農業施設が一瞬にして被災してしまうという

状況であります。

津波の恐れがない県下におきましては、この様に一度に施設が被災する可能性は極めて低いと思われませんが、順番に施設の補修や更新が必要となることは必至の状況です。現在、滋賀県型農業水利施設アセットマネジメントを推進しており、県下の約13,000kmに達する農業水利施設の機能診断や中長期計画を策定中であります。

また、これらを推進・調整を行う体制を整備し、保全更新対策を計画的に実施するため、本年6月1日に滋賀県農業水利施設アセットマネジメント推進協議会を立ち上げました。改良区単位で設置しました地区アセットマネジメント技術検討会、湖北管内においては湖北地域アセットマネジメント検討会を立ち上げ、それぞれの検討事項を協議する場として推進協議会を活用することとなりました。貴改良区管内にも多くの施設があり、各種補助事業を積極的に活

用し、基幹水利施設から末端のほ場整備まで順次進めて来られました。また、時代の変化や地域の要望に因應するため、平成11年度から農業用水再編対策事業並びに地域用水機能増進事業に着手していただくなど、地域農業・農村を安定的に機能するための仕組み作りにご尽力をいただきました。

また、現在水利調整および維持保全活動を将来にわたり継続的に実施するため、水系協議会の設置を推進されており、他に例を見ない先進的な取り組みは、今後の管理体制の模範となり適正な維持管理が確保されるものと確信しております。土地改良区全体での組

織作りに皆さんのご支援、ご協力をお願いするところでです。

国の農業農村整備事業費の大幅な削減や県の一般財源の不足など引き続き、厳しい状況は続いておりまして今後の施策の展開に不透明な点が多々ございますが、農業・農村の持続的な発展のため、皆様と共に努力して参りたいと考えております。引き続き、皆様方のご理解、ご協力をよろしくお願ひいたします。

結びに、天の川沿岸土地改良区のみならずのご発展と組合員の皆様のご健勝をお祈りいたします。ご挨拶といたします。

第57回通常総代会開催

第57回通常総代会が去る3月23日午後1時30分より改良区事務所で開催されました。

総代40名中34名の出席のもと、来賓に米原市の柴田副市長並びに湖北農業農村振興事務所田園振興課伊藤課長のご臨席を賜り、議長に樋口の田中正晴氏が選任され、各議案について慎重審議の結果、いずれも原案とおりの可決、承認されました。



平成23年度の主な事業計画

事業名	事業内容	事業費(千円)
基幹水利施設 ストックマネジメント事業	・機能保全計画の策定 ・幹線用水路、幹線送水管路の機能診断	4,876
国造成施設管理体制 整備促進事業	・土地改良施設の多面的機能促進のための支援事業 管理体制整備推進活動、強化支援、予防保全対策	10,848
流域田圃水循環支援事業	・農業排水のリサイクル活用により琵琶湖への負荷軽減 施設の高度利用、濁度測定	3,450

適正な維持管理体制の構築を目指して

昨年の10月から12月にかけて「地域の水と施設を支えあう活動と組織づくり」と題して管内25集落へ同一役員会レベルの説明会を実施しました。その後、各集落でご協議いただき現在までに8集落において維持管理組織を設立していただきました。

また、3月には維持管理実施要領を制定し、地域と共に進める維持管理と水利用調整の基本指針が定まりました。今後他の集落においてもそれぞれの実情に応じた管理組織を設立していただき、併せて維持管理に係る協定を取交していきたいと考えています。

一方、6月には4系統(立岩井堰、天の川左岸、顔戸井堰、丹生川)の水系協議会を開催しそれぞれ集落間の情報交換・連絡調整、維持管理に係る現状を共通確認し問題点等について協議していただきました。

このように、今後も引き続き適正な維持管理体制づくりを進めていきたいと思っておりますので皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

防火用水としての利用



きれいに植栽された水路沿いの様子

子供たちによる魚つかみ



土地改良
施設が持つ
多面的機能



洗い場は日々の生活の一部となっています。



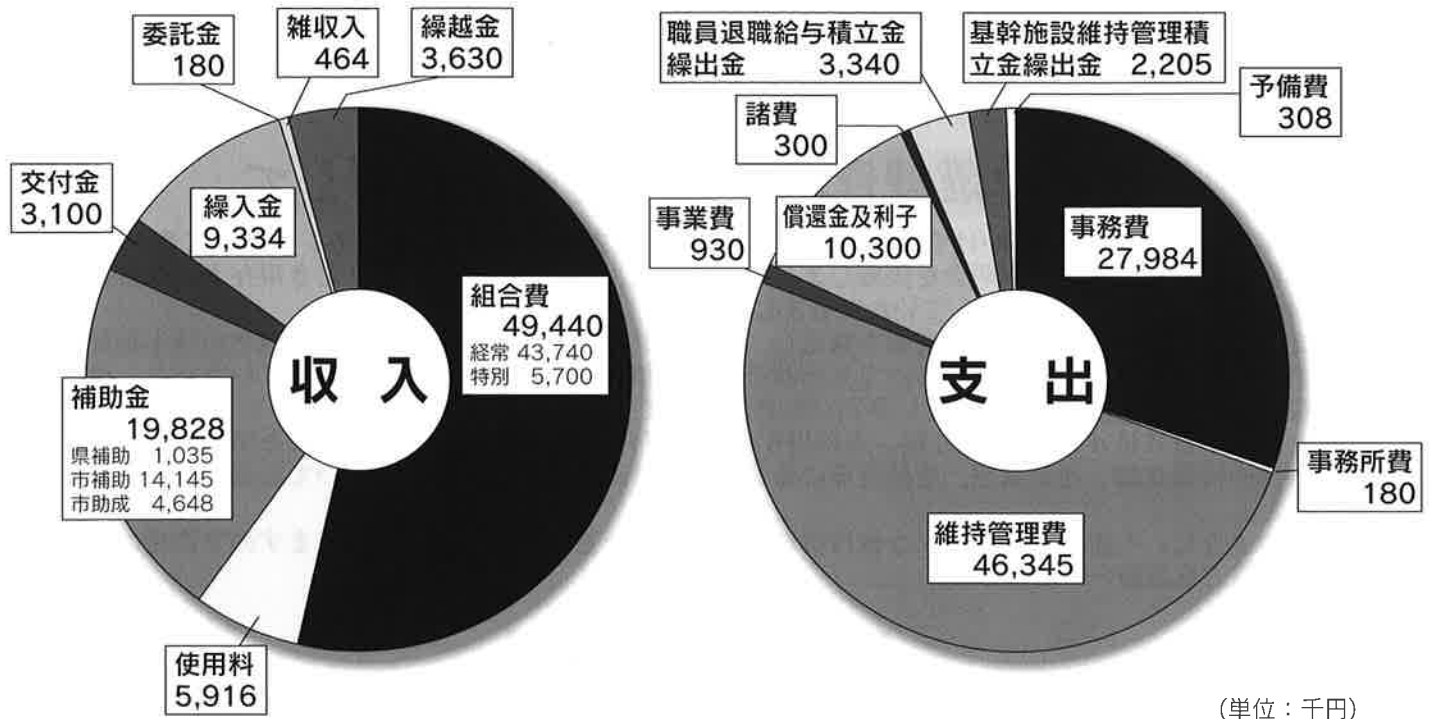
みなさんの憩い・安らぎの場



水路が冷蔵庫(井戸)代りとなりお茶を冷やします。

平成23年度一般会計収支予算

総額 9,189万2千円



平成21年度収支決算

一般会計

(円)

収入	金額	支出	金額
1. 組合費	54,080,220	1. 事務費	19,468,046
2. 使用料	6,223,233	2. 事務所費	150,906
3. 補助金	27,090,812	3. 維持管理費	43,469,030
4. 交付金	768,000	4. 事業費	17,059,900
5. 繰入金	14,897,824	5. 償還金及利息	15,310,322
6. 委託金	300,000	6. 諸費	172,772
7. 雑収入	1,397,385	7. 職員退職給与積立金繰出金	3,470,000
8. 繰越金	5,196,618	8. 基幹施設維持管理積立金繰出金	5,400,000
合計	109,954,092	合計	104,500,976

特別会計残高

(円)

農地転用	213,650,551
職員退職給与積立金	46,556,680
基幹施設維持管理積立金	76,196,524
土地改良施設財産処分積立金	20,702,212
事務所維持管理積立金	28,283,672
増加維持管理基金	79,201,014
地域用水機能増進事業	0
合計	464,590,653

※地域用水機能増進事業の完了に伴い、当会計はH21年度をもって終了。

差引 5,453,116円を平成22年度へ繰越

収納対策委員会を設立

近年、未収賦課金が一部の方に固定化し増加傾向にある中、この問題の解決に向けた取り組みを検討、強化するべく、今年度収納対策委員会を立ち上げました。土地改良法に基づく滞納処分（法的措置）の手続きを視野に入れ、未収賦課金の解消に向けて積極的に取り組んでいきたいと思っております。

平成23年度 農地転用決済金

地区	金額 (10アール当り)
かん排地区	407,500円
普通地区	183,400円
特別1地区	79,700円
特別2地区	116,200円

※改良区受益地内の田を宅地、駐車場、資材置場等に転用する場合または田を畑に転換する場合は、必ず届出されると共に、決済金及び手数料の納入が必要です。

尚、公共事業による転用の場合も決済金が必要です。

土地改良事業功労者表彰

平成22年10月26日、長崎県で開催された第33回全国土地改良大会において、理事長の徳田満夫氏が全国土地改良事業団体連合会会長賞を受賞されました。

また、平成23年7月1日、滋賀県土地改良事業団体連合会湖北支部の土地改良事業功労者表彰が行われ、理事の澤高清氏、田邊和雄氏が受賞されました。おめでとうございます。

役員（理事）の就任

粕淵源一氏（多和田）が第57回通常総代会において選任され、理事に就任されました。

訃報

本年2月まで改良区の運営ならびに地域農業の発展のためにご尽力いただいた前理事の鳥良輝氏（多和田）には、病氣療養のいかなく5月に逝去されました。謹んでご冥福をお祈りいたします。

賦課金の徴収回数変更に向けて検討中!!

現在、当土地改良区の賦課金は、通常年4回に分けて徴収していますが、事務の簡素化、経費削減等を目的として徴収回数を減らす方向で昨年からの検討を進めています。近隣の土地改良区では既に年間2回が主流になっており、当改良区でも年額が1万円未満の方々や、遠方にお住まいの方々には趣旨等をご理解いただき、そのほとんどの方が年1回で納付していただいています。

また一方で、ほ場整備事業賦課金(償還金)は単価が高いということで、昨年も含め2回の借換を行うなど単価低減措置も講じてきました。下記の表に示すとおり、今後6年の間に順次償還が完了します。これまでに毎年繰上げ償還も取扱ってまいりましたので、償還期間満了分も併せると今年度末には、95%に近い方々が償還を完了されることとなります。

これらを踏まえて、現在の考え方としては、経常賦課金は年間2回とし、ほ場整備事業賦課金は余分に1回増やせばどうかということで検討を進めています。今後、委員会、理事会での議論を経て、総代会へ提案する予定で進めています。

平成23年度 賦課金額

1. 経常賦課金

(10アール当り)

地区	事務所費	維持管理費	計
かん排地区	1,500円	5,000円	6,500円
普通地区	1,500円	2,100円	3,600円
特別1地区	800円	1,000円	1,800円
特別2地区	1,100円	1,600円	2,700円

2. 特別賦課金

①ほ場整備事業賦課金 (ほ場整備償還金：10アール当り)

工区	単価	償還 残年数	工区	単価	償還 残年数
宇賀野	11,570円	1	新庄箕浦瀬戸	14,950円	3
世継	11,460円	1	日光寺	33,200円	4
長沢	10,280円	2	多和田	35,660円	4
飯	13,940円	1	蒲原	17,040円	3
中多良	11,220円	1	寺倉	18,470円	4
上多良	11,400円	2	西円寺	25,100円	5
高満瀬戸	14,030円	1	岩脇	29,380円	6
能登瀬	17,100円	3	番場	16,440円	5

②ほ場整備事業経常費：ほ場整備償還継続地 150円

(10アール当り)

平成22年度に土地改良事業借入金の借換を再度行いましたので、各工区とも単価が若干下がりました。また、朝妻工区、筑摩工区は平成22年度をもって償還が終了しました。今後、6年以内にすべての工区の償還が順次終了していきます。

組合員資格等に変更があった場合は 必ず「組合員資格得喪通知書」の届出をしてください。

農地の売買や相続等により組合員の資格に変更があった場合は、法務局や市役所等の手続きとは別に、当改良区に必ず「組合員資格得喪通知書」の届出をお願いします。この届出に基づき当改良区の台帳を変更いたします。

尚、届出がない場合は、次年度以降も従来どおり賦課されます。

- 田を売買や交換等により所有権を移転された場合
- 農業者年金受給により経営移譲された場合
- 組合員の死亡等により名義を変更された場合

※組合員の住所が変わった場合も所定の用紙がありますので届出をお願いします。

※左記の様式をご利用下さい。

※また、各種届出書はホームページからもダウンロードできます。

「組合員資格得喪通知書」の記入例

組合員資格得喪通知書


下記事項により組合員資格が得喪したので土地改良法第43条第1項の規定により通知します。

平成23年 9月 1日

現資格者

住所 米原市飯 12-3

氏名 天の川 太郎




新資格者

住所 米原市飯 12-3

氏名 (フリガナ) アマガワ イチロウ
天の川 一郎

生年月日 昭和50年 9月 1日



天の川沿岸土地改良区理事長 様

記

1. 資格得喪の対象たる土地

大字名	小字名	地番	地目	用途	地積	備考
飯	〇 〇	〇 〇	田	田	1,000 ㎡	

2. 資格得喪の原因及びその時期

(1) 原因 経営委譲

(2) 時期 平成23年 9月 1日

・印鑑は認印でも結構です。
・現資格者が死亡しておられる場合は、印鑑は不要です。

(1)の欄は、経営委譲、相続、死亡のため、贈与、売買、交換等の原因をご記入ください。

組合員資格得喪通知書

下記事項により組合員資格が得喪したので土地改良法第43条第1項の規定により通知します。

平成 年 月 日

現資格者 住 所
氏 名 ⑩

新資格者 住 所
(フリガナ)
氏 名 ⑩
生年月日 年 月 日

天の川沿岸土地改良区理事長 様

記

1. 資格得喪の対象たる土地

大字名	小字名	地番	地目	用途	地積	備考
					m ²	

2. 資格得喪の原因及びその時期

(1) 原因

(2) 時期

21世紀創造運動推進中

本年度も各小学校や農村まるごと保全向上対策集落活動組織、関係機関と連携を図り、ニゴロブナの稚魚放流体験学習会、水生生物観察会や水質調査学習等を実施しました。子供たちが、環境や水の大切さ、生き物や自然の保全等に関心を持ってくれることを願い今後も活動を展開していきたいと思ひます。



息長小2年生ゆりかご水田出前授業



米原小2年生稚魚放流体験



坂田小5年生水辺の集い親子活動



長沢お魚観察会



バックテスト



息長小5年生水生生物観察会

～人権について～

人権ってなんでしょう。それは、この世に生まれたすべての人には、人として幸せに生きていく権利があるということです。

当たり前のことのように、その当たり前の権利が守られていないことがたくさんあります。人権が守られていないことはあなたの身近な日常生活の中にあります。

何気ない毎日を見つめ直して人権を守るためにできることをみなさん一緒に考えてみませんか。

橋の申請について

土地改良区が管理する水路に隣接する宅地や農作業所へ出入りするため橋をかける場合は、承認申請が必要です。所定の申請用紙がありますので必ず届け出をしてください。

平成23年度 改良区の概要 (H23.4月現在)

組合員数 1,816名
地区面積 696.0ha